

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2－107号
2	公募日	令和7年7月14日
3	契約担当者	能代市下水道事業 能代市長 齊 藤 滋 宣
4	件名	能代終末処理場臭気測定業務委託
5	業務場所	能代市向能代字平野館下起上78-18他2地内
6	履行期限	令和7年9月30日
7	当該業務の主管課	都市整備部 下水道課 電 話 番 号 0185-89-2203 ファクシミリ番号 0185-89-1780
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	臭気測定業務 N＝1式 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること。 (2) 秋田県内に契約の締結できる営業所を有していること。 (3) 秋田県内に濃度分析を行う事業所を有していること。 (4) 国、秋田県及び本市の指名停止期間中でないこと。 (5) 計量法第107条の規定により計量証明事業所として登録を受けている者(事業の区分:濃度に係る計量証明の事業)であること。 (6) 本業務の実施にあたって、計量法第122条に規定する環境計量士(区分:濃度関係)の資格を有する者を主任技術者として配置できること。
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする。
12	入札予定日	令和7年7月29日 (火) 午後2時20分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 参加申込書に次の書類(写し可)を添付すること。 ア 10(5)の登録を受けていることを証する書類 イ 10(6)の資格を有していることを証する書類

入札スケジュール

件 名 : 能代終末処理場臭気測定業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年7月14日（月） 正午から 令和7年7月16日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年7月14日（月） 正午から 令和7年7月16日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和7年7月14日（月） 正午から 令和7年7月18日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年7月18日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和7年7月23日（水）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年7月29日（火） 午後2時20分 会 場 : 能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

様式第1号(第6条関係)

物品及び委託等用

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市下水道事業

能代市長 齊藤 滋 宣 様

住所

申込者 商号又は名称

代表者氏名

(名簿登載番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第167条の4（ただし、第2項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-107号		
物 品（業 務）名	能代終末処理場臭気測定業務委託		
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名		
	電 話 番 号		F A X 番 号

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市下水道事業
能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	能代終末処理場臭気測定業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
	電話番号 0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

[illegible]

一 般 仕 様 書

（臭気測定業務）

年 度：令和7年度

委 託 名：能代終末処理場臭気測定業務委託

委託箇所：能代市向能代字平野館下起上 78-18 他 2 地内

(目的)

第1条 本仕様書は、能代終末処理場内及び隣接地の臭気測定業務の内容及び必要な事項について定めるものとする。

(履行場所)

第2条 本業務の履行場所は、次のとおりとする。

- (1) 能代終末処理場 能代市向能代字平野館下起上 78-18 地内
 - (2) 能代終末処理場隣接地 能代市向能代字平影野、真壁地字下悪土地内
- (検体)

第3条 検体の種類は環境臭気とする。

(測定箇所)

第4条 測定箇所は次のとおりとする。

- (1) 能代終末処理場隣接地環境臭気 詳細位置図中①～④、⑪
詳細位置図中①～③箇所 金山自治会内
詳細位置図中④箇所 能代終末処理場北側敷地境界
詳細位置図中⑪箇所 能代終末処理場南側敷地境界
- (2) 水処理施設環境臭気 詳細位置図中⑤～⑧
詳細位置図中⑤箇所 排水ピット
詳細位置図中⑥箇所 分水槽
詳細位置図中⑦箇所 最初沈殿池
詳細位置図中⑧箇所 反応タンク
- (3) 汚泥処理棟環境臭気 詳細位置図中⑨
詳細位置図中⑨箇所 汚泥処理棟排気箇所
- (4) 脱臭棟環境臭気 詳細位置図中⑩
詳細位置図中⑩箇所 脱臭棟排気箇所

(測定内容)

第5条 測定内容は、次のとおりとする。

- (1) 濃度の測定

悪臭防止法施行令第1条第1号から第5号に掲げる以下5物質の濃度測定を行うものとする。

- ア アンモニア
- イ メチルメルカプタン
- ウ 硫化水素
- エ 硫化メチル
- オ 二硫化メチル

- (2) 測定方法

臭気測定は、昭和47年環境庁告示第9号の方法によるものとする。

また、詳細位置図中①から④及び⑪測定箇所については、臭気強度1に相当する値に対する測定結果について報告することとする。検体の採取については、受注者が発注者の指示に従い行うものとする。

(測定回数及び時期等)

第6条 測定回数及び時期等については、次のとおりとする。

(1) 測定回数

ア 詳細位置図中①～③箇所については、能代終末処理場から金山自治会への風向時各1回及び金山自治会から能代終末処理場への風向時各1回とする。

イ 詳細位置図中④箇所については、能代終末処理場から測定箇所への風向時1回とする。

ウ 詳細位置図中⑤～⑩箇所については、風向に関係無く各1回とする。

エ 詳細位置図中⑪箇所については、測定箇所から能代終末処理場への風向時1回とする。

(2) 測定時期

測定実施日については、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

(提出書類等)

第7条 受注者は、別表に示す書類について、提出期限内に発注者に提出するものとする。

(経費の分担)

第8条 測定業務に係る経費は、全て受注者の負担とする。

(疑義)

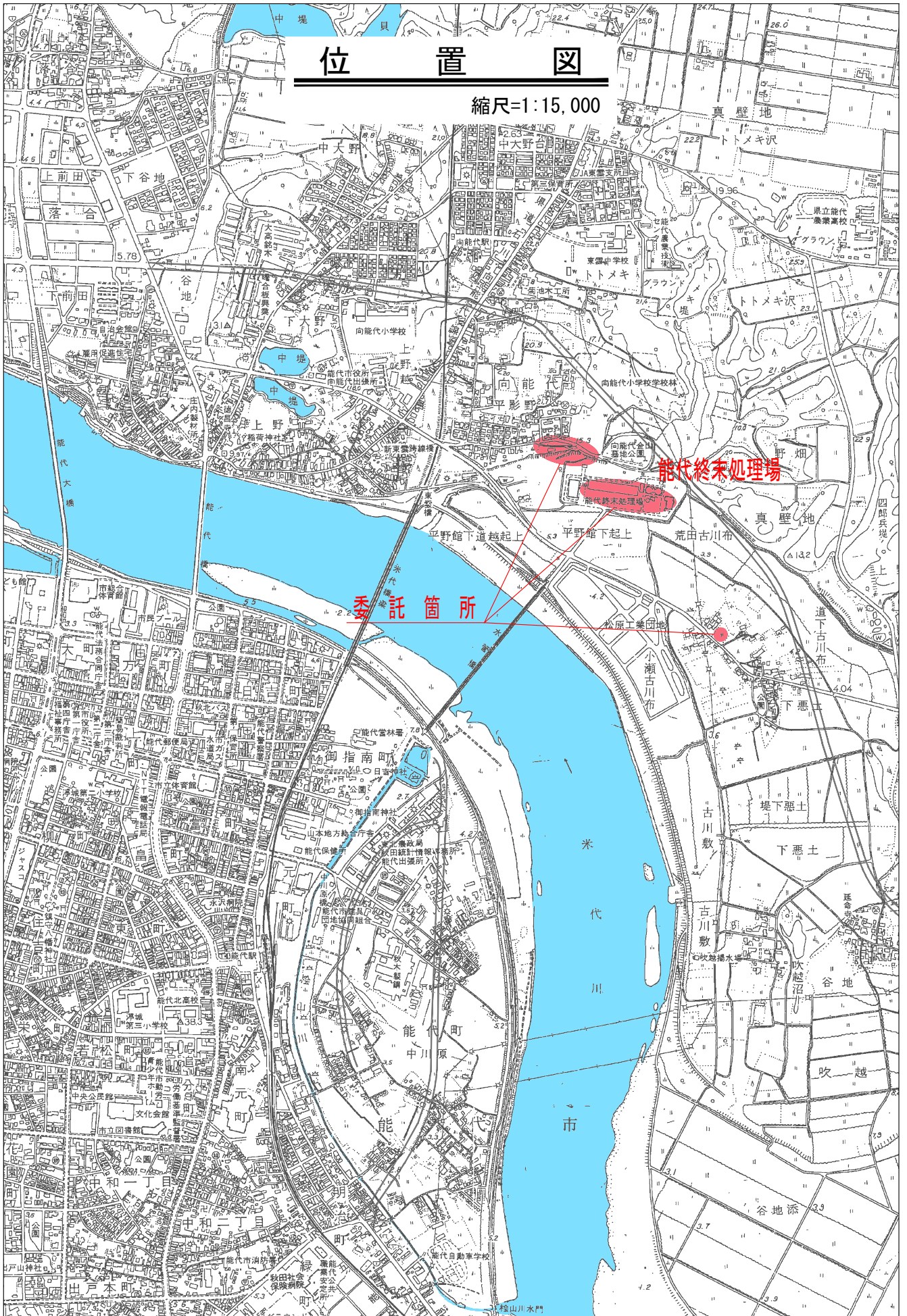
第9条 本仕様書に疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

別表 (第7条関係)

図 書 名	部 数	提出期限	内 容
委託業務着手届	1 部	契約後 10 日以内	
主任技術者の届出	1 部	契約後 10 日以内	
業務計画書	1 部	契約後 10 日以内	工程表、検査方法及びその検査マニュアル、使用機械一覧、検出下限値及び定量下限値
協議書	1 部	協議の都度	
検査結果 (計量証明書等)	3 部	検体採取後 30 日以内	測定時のチャート及び検量線添付すること
業務写真	1 部	業務完了時	試料採取時、測定時の現場写真及び検査状況写真を添付すること
委託業務完了届	1 部	業務完了時	

位置図

縮尺=1:15,000



縮尺=1:4,000

